

(別 添)

各指名停止措置業者に対する指名停止期間一覧

指名停止措置業者名	環境省本省	各地方環境事務所
①東亜ディーケーケー(株)	3か月	2.5か月
②(株)堀場製作所	1.5か月	1か月
③紀本電子工業(株)	3か月	2か月
④(株)島津製作所	1.5か月	1か月

(注1) 指名停止期間については、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」(平成13年環境会第9号)等の規定に基づき、本談合事案に関する関与の程度や公正取引委員会の措置内容等を総合的に勘案し、算出したもの。

(注2) 指名停止の始期は、本省・各地方環境事務所ともに、平成20年11月28日とする。